

まる
まちだ福祉〇ごとサポート事業実施計画
～ 町田市重層的支援体制整備事業実施計画～



2025年3月

町田市地域福祉部福祉総務課

目次

1 計画策定の目的・背景	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 重層的支援体制整備事業の枠組み	
(1)重層的支援体制整備事業とは	6
(2)困りごとを抱えた市民のサポート体制	7
5 まちだ福祉〇ごとサポート事業の体制	9
(1)包括的相談支援事業	9
(2)参加支援事業	11
(3)地域づくり支援事業	12
(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	14
(5)支援機関との連携(多機関協働)	16
6 推進体制	
(1)「まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会」及び検討部会の設置	17
(2)評価・検証の実施	18
(3)研修の実施	18

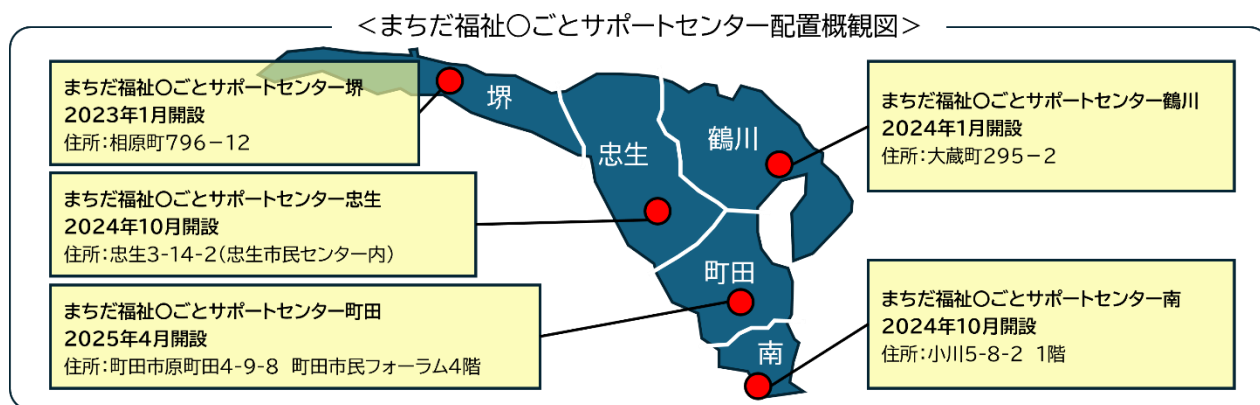
1 計画策定の目的・背景

近年、「8050 問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、複雑化・複合化した福祉の困りごとを抱えている方が公的支援へつながることができず、社会的に孤立し、生活に困窮するということが問題になっています。加えて、社会のあり方や市民生活の変化に伴い、これまでの子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった各福祉分野単独での支援体制だけでは、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応が困難になっています。

国ではそうした状況に対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を 2021 年 4 月 1 日に施行し、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項）」を創設し、市町村に支援体制の整備を求めています。

そのような中で、町田市では、2022 年 3 月に第 4 次地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」（以下、ホッとプラン）を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。「ホッとプラン」においては、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野の相談支援機関がこれまで培ってきた専門性を活かしつつ、分野横断的な相談に対応するために各機関の連携を強化することに加え、市民、NPO 法人等の地域活動団体、地域の事業者と連携しながら支援を行う包括的な支援体制の構築を目指してきました。

そこで、複雑化・複合化した福祉の困りごとを抱えている方を早期に適切な相談支援機関につなげ、必要な支援を迅速に行うことができるよう、2022 年度から「まちだ福祉〇（まる）ごとサポートセンター」の設置を開始し、最終的には市内全域をカバーする 5 か所の設置を目指し、順次開設を進めてきました。



まちだ福祉〇（まる）ごとサポートセンター」では、地域福祉コーディネーターが相談者の困りごとに関わり添いながら、関係機関・支援団体とともに解決に向けた必要なサポートを推進しており、2024 年度までに堺、鶴川、忠生、南地域に 4 か所の設置が完了しています。

このたび、2025 年 4 月に町田地域の開設をもって、市内全域への設置が完了します。そのため、これまでの取り組みを踏まえ、市の支援体制や事業の位置づけを可視化するとともに、事業をより一層推進していくため、「まちだ福祉〇（まる）ごとサポート事業実施計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

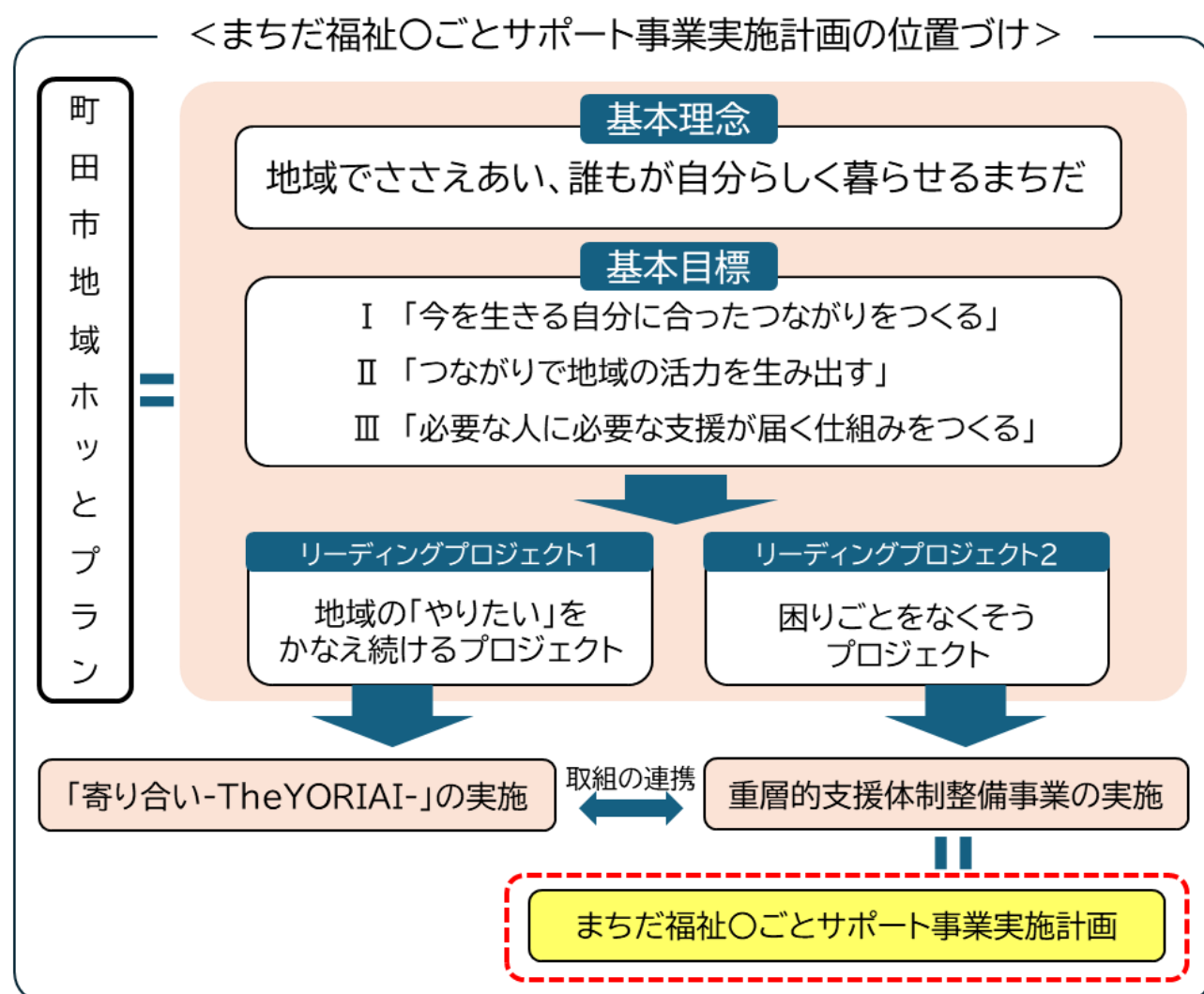
2 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第106条の4における重層的支援体制整備事業を町田市で実施するにあたって策定するものです。

市では、第4次地域福祉計画として策定した「町田市地域ホッとプラン」の中で重層的支援体制整備事業を「困りごとをなくそうプロジェクト」として位置づけており、ホッとプランの基本理念を実現するためのリーディングプロジェクトの1つとして取り組んできました。

ホッとプランは、基本理念として「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を掲げ、高齢者・障がい者・子ども・保健・医療施策等の各分野の個別計画の上位に位置づいており、住宅や学校施策などその他の計画とも施策の連携を図りながら、地域社会づくりと地域福祉を一体的に推進するものです。

本計画では、事業内容や推進体制を具体化することで、複雑化・複合化した課題への支援等により、ホッとプランに掲げる基本理念の実現を目指します。



3 計画の期間

本実施計画は、暫定版として 2025 年度から 2026 年度の 2 年間を計画期間とします。2027 年度からの 5 か年の実施計画は「町田市地域ホッとプラン」の中間見直しの際に「町田市地域ホッとプラン」と一体化します。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027～2031
町田市地域ホッとプラン	2022年度から計画実施					計画の一体化 による事業推進
重層的支援体制整備事業	移行準備			本計画実施		

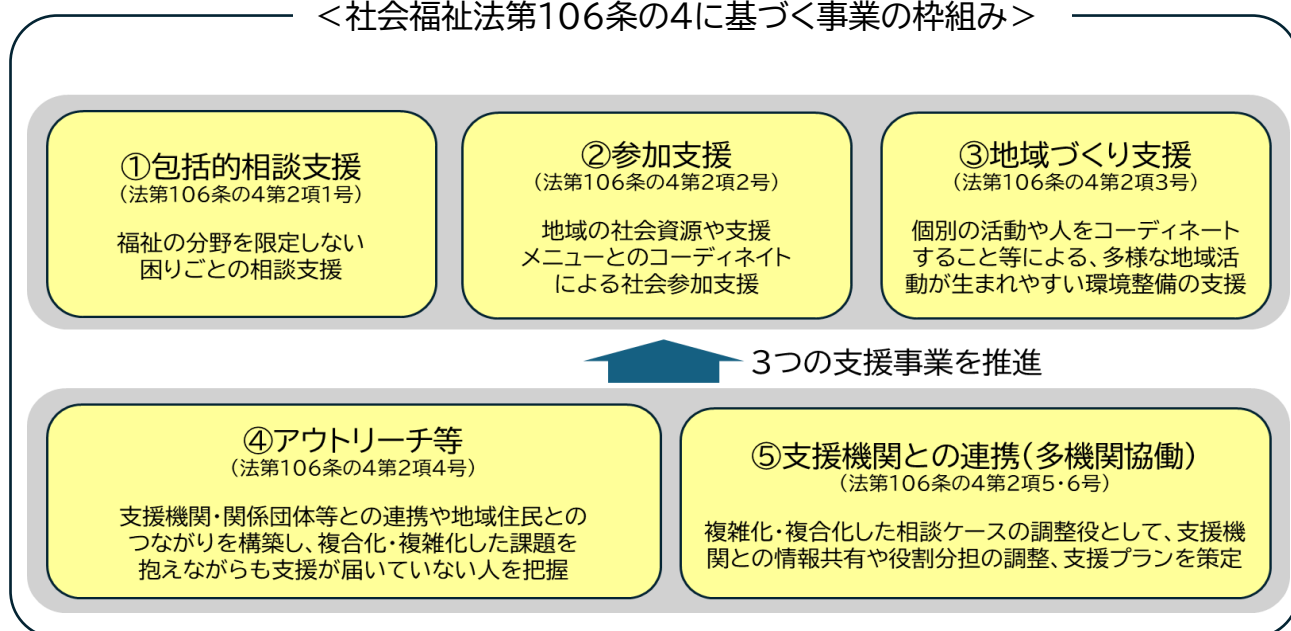
4 重層的支援体制整備事業の枠組み

(1) 重層的支援体制整備事業とは

本事業は、社会福祉法第 106 条の4に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

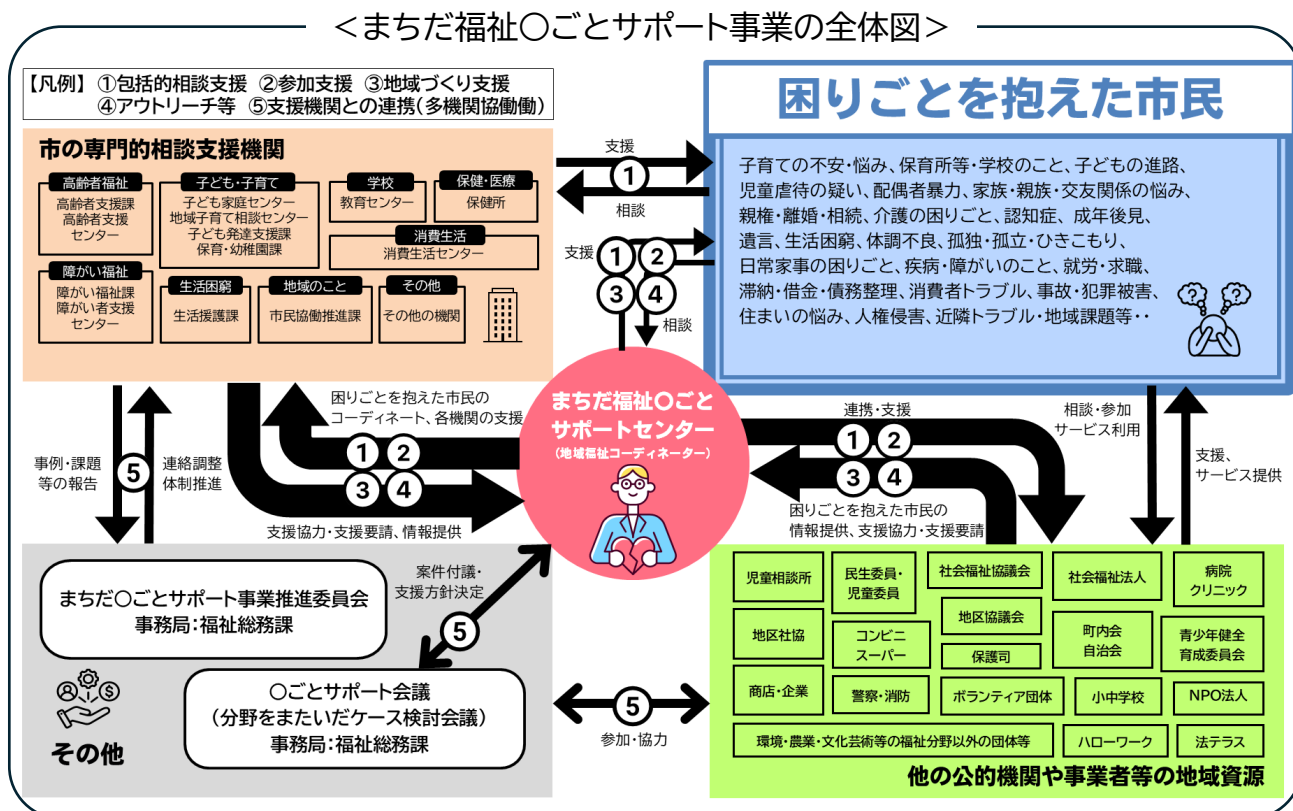
そのため①包括的相談支援、②参加支援、③の地域づくり支援を柱として、これら3つの支援を効果的に実施するために、④アウトリーチ等と⑤支援機関との連携(多機関協働)の機能を用いて強化し、推進を図っていくものです。

< 社会福祉法第106条の4に基づく事業の枠組み >



(2) 困りごとを抱えた市民のサポート体制

町田市では重層的支援体制整備事業を、まちだ福祉〇(まる)ごとサポート事業として実施します。困りごとを抱えた市民の相談には、まちだ福祉〇ごとサポートセンター(※)が市内の各支援機関や支援団体等と連携し、必要な支援を行います。4(1)「重層的支援体制整備事業とは」に示した①から⑤の事業を踏まえた支援体制は以下のとおりです。



※まちだ福祉〇ごとサポートセンターとは

地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが地域の方から寄せられる福祉のご相談を受け止め、相談者の困りごとに寄り添いながら、解決に向けて一緒に考えていく地域福祉の相談窓口です。

【主な役割】

- 高齢者、障がい者、子ども、保健などの各分野の相談を横断的に受け止め、支援機関等と役割分担を調整・連携して支援を行います。
- 積極的に地域に足を運び、情報を幅広く収集するとともに、悩みを抱えている方を把握します。
- 訪問等を通じて、支援の必要性に気づいていない方等への働きかけを行い、関係性を構築しながら必要な支援につないでいきます。
- NPO 法人や地域活動団体と連携し、社会参加したい方とのマッチングを行います。
- 地域の社会資源を幅広く把握し、住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。

また、以下のとおり、困りごとを抱えた市民から相談を受け、支援する際の、「市の専門的相談支援機関の目指していく相談と支援の姿」をまとめました。

【相談】

◆まず確実に受け止める

相談に至った思いに寄り添い、受けた相談を確実に受け止め、一緒に考えていきます。

◆支援が必要な人に積極的に目を向ける

相談が入るのを待つだけでなく、支援が必要な人を発見し、支援を受ける必要性や情報を積極的に届けます。

【支援】

◆支援機関が手をつなぐ

分野の垣根を越えて、チームとして協力体制を組む意識を持ち、各々の専門性を生かして多角的に支援していきます。

◆相談者の「自分ごと」を支援する

相談者本人が自身のことを振り返り、自ら課題解決に向けて一歩を踏み出していけるように、相談者に寄り添いながら支援していきます。

◆「何ができるか」「どうしたらできるか」という視点で主体的に考える

相談に対して、「できない」ではなく「何ができるか」「どうしたらできるか」という視点で考え、主体的に向き合っていきます。

◆様々な可能性を考える

相談者について、把握している状況や集めた情報だけに捉われず、見えているものが全てではないことを意識して、様々な支援の可能性を考えていきます。

◆支援のプロセスを大切に

支援のプロセスを大切に積み重ねていくことで、そのノウハウを財産に、支援していきます。

5 まちだ福祉〇ごとサポート事業の体制

(1) 包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野が、その属性の垣根を越えた連携支援を行うにあたり、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、まず相談を確実に受け止めます。また、分野の垣根を越えて、チームとして協力体制を組み、各々の専門性を活かして支援していきます。

分野/形態	内 容	支援拠点・支援機関/所管課
高齢/委託	○高齢者相談支援事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護や生活の様々な支援のための総合相談窓口として、地域に密着した業務を行います。	【拠点数：25箇所】 ・高齢者支援センター (堺第1・2、忠生第1・2、鶴川第1・2、町田第1・2・3、南第1・2・3) ・あんしん相談室(12箇所) ・医療と介護の連携支援センター 【所管：高齢者支援課】
障がい/委託	○障害者相談支援事業 障がい者等の生活に関する支援と権利擁護のために、障がい福祉サービスの利用等障がい者や関係機関からの相談を受け、必要な援助を行います。	【拠点数：5箇所】 障がい者支援センター (堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管：障がい福祉課】
子ども/直営	○利用者支援事業 ・基本型 地域子育て相談センターにおいて、切れ目のない子育て支援を推進します。 ・特定型 保育コンシェルジュが子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供を行います。	【拠点数：10箇所】 ・基本型 地域子育て相談センター (堺、忠生、鶴川、町田、南) ・特定型 市庁舎

分野/形態	内 容	支援拠点・支援機関/所管課
子ども/直営	・子ども家庭センター型 妊娠期から子育て期において、支援が必要な方に保健師等の専門職による支援を行います。	・子ども家庭センター型 市庁舎、保健所中町庁舎 健康福祉会館 鶴川保健センター 【所管：保育・幼稚園課、 子育て推進課、子ども家庭支援課、保健予防課】
子ども・障がい/直営	○子どもの発達に係る相談支援事業 子どもの発達や療育等に関する相談窓口として、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援を行います。	【拠点数：1 箇所】 子ども発達センター 【所管：子ども発達支援課】
困窮/直営	○生活困窮者自立相談支援事業 仕事や生活に困っている方を対象に、一人ひとりの状況に合わせたプランを作成し、解決に向けた支援を行う自立相談支援や家計相談支援を行います。	【拠点数：1 箇所】 市庁舎 【所管：生活援護課】
保健・医療/直営	○保健及び医療に係る相談支援事業 精神保健（ひきこもりを含む）、子育ての不安や悩み等に関する相談窓口として、保健師等が電話や面接、訪問により相談支援を行います。	【拠点数：4箇所】 市庁舎、保健所中町庁舎、 健康福祉会館、鶴川保健センター 【所管：保健予防課】
消費生活/直営	○消費生活相談事業 商品やサービスに関する契約上のトラブルやその他消費生活に係わる相談について、解決に向けた支援を専門の相談員が行います。 ○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）事業 消費者被害の未然防止を図るため、支援・関係機関等における相談や情報をきっかけとして、支援が必要な方を把握し、消費生活センターにつなげます。	【拠点数：1 箇所】 町田市民フォーラム 3 階 消費生活センター 【所管：消費生活センター】

分野/形態	内 容	支援拠点・支援機関/所管課
居住支援/委託	○住宅に係る相談支援事業 住宅確保要配慮者からの電話相談を受け付ける住まいの電話相談窓口を設置し、支援を行います。	【拠点】 町田市居住支援協議会 住まいの電話相談窓口 ※電話相談のみ 【所管:住宅課】
教育・就学/直営	○教育に係る相談事業 不登校・発達の問題・友人関係など、教育上の課題に係る相談に心理職の相談員が対応します。	【拠点数:1箇所】 教育センター 【所管:教育センター】
福祉全般/委託	○包括的相談支援事業 福祉全般の相談窓口として、支援が必要な方々の情報を把握し、適切な支援・関係機関等と連携し、困りごとの解決に向けた支援を行います。	【拠点数:5箇所】 まちだ福祉〇ごとサポートセンター (堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管:福祉総務課】

(2)参加支援事業

本人・ご家族の意向や抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行うとともに、継続的なフォローアップ等を行い、本人やそのご家族と地域社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

分野/形態	実施事業	支援拠点・支援機関/所管課
福祉全般/委託	○参加支援事業 NPO法人や民間事業者等との協働のもとに、相談者の社会参加を支援します。	【拠点数:5箇所】 まちだ福祉〇ごとサポートセンター (堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管:福祉総務課】

(3)地域づくり事業

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な居場所を整備することや、交流・参加の機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすることなどにより、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野/形態	内容	支援拠点・支援機関/所管課
高齢/委託	○地域介護予防活動支援事業 介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。 ○生活支援体制整備事業 高齢者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。	【拠点数：24 箇所】 ・高齢者支援センター (堺第 1・2、忠生第 1・2、鶴川第 1・2、町田第 1・2・3、南第 1・2・3)、 ・あんしん相談室 【所管：高齢者支援課】
障がい/委託	○地域活動支援センターの基本事業 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がい者の活躍の場づくりを推進します。	【拠点数：1箇所】 地域活動支援センター 「まちプラ」 【所管：障がい福祉課】
子ども/委託	○地域子育て支援拠点事業 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	【拠点数：74 箇所】 マイ保育園 【所管：子育て推進課】
地域全般 /直営	○「寄り合い-The YORIAI-」を通じた地域づくり事業 YORIAI の取り組みでは地域、企業、行政といった多様な主体が集まり、地域課題解決ややりたいことの実現のためのアイデアを自由に出し合い、活動の中で新たなつながりを作ります。	【拠点数：1箇所】 市庁舎 【所管：市民協働推進課】

分野/形態	内容	支援拠点・支援機関/所管課
地域全般 /委託	○地域活動サポートオフィス通じた地域づくり事業 地域活動サポートオフィスでは、団体と市民、企業などをつなぐコーディネート、講座などを行い、人づくり、組織づくり、情報の集約と拡散に特化した支援を実施します。市民のニーズ・生活課題を把握し、市民の活動支援・情報発信等を行います。	【拠点数：1箇所】 地域活動サポートオフィス 【所管課：市民協働推進課】
福祉全般 /委託	○地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 居場所づくりやボランティア等の地域活動を始めの方々に向けて、関係者や事業者のコーディネート等を行うことで、孤立した方などが地域とのつながりを持てる地域づくりを支援します。	【拠点数：5箇所】 まちだ福祉○(まる)ごとサポートセンター(堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管課：福祉総務課】

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えて支援が必要にもかかわらず、様々な状況で声をあげられない方々の把握を行うため、相談者からの相談を受けるだけではなく、相談支援機関等との連携や市民とのつながりを構築して情報を把握していきます。また、その情報を得たのち、当該本人とのつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作りながら支援を行います。

分野/形態	内 容	支援拠点・支援機関/所管課
福祉全般 /委託	○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (ア)個別訪問支援 ニーズを抱えている方に直接支援を届けるために、自宅訪問などを含め本人のところまで赴き支援を行います。本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な方や適切な支援機関につながる方が困難な方に対して、自宅訪問や支援機関等への同行により適切な支援機関につなげます。 (イ)関係機関との連携を通じた情報収集 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、相談支援機関や地域活動団体の会議に積極的に参加することで、関係機関とのネットワークづくりを行いつつ、地域に関する情報を幅広く収集し、その中で、相談者を発見していきます。 (ウ)民間事業者等との連携を通じた周知活動 福祉の困りごとを抱える方に○ごとサポートセンターを知ってもらうため、地域にお住まいの方々の日常生活に根差した事業者等と連携し、○ごとサポートセンターの周知を行います。	【拠点数:5箇所】 まちだ福祉○ごとサポートセンター(堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管課:福祉総務課】

芸術・デザインなどを学んでいる桜美林大学の学生の方々に、「まちだ福祉〇ごとサポートセンター」を周知するための名刺サイズのPRカードをデザインしていただきました。市内のセブンイレブンやミニストップにご協力いただき、レジ横や、イートインスペースに配架していきます。

コンビニエンスストアは、ひきこもり状態の方でも日常的に利用すると言われており(※)、多様な方の日常生活の中でのコンタクトポイントを持つことで、これまで支援機関に自らつながることが難しかった若年層を中心とした周知に取り組んでいます。

※出典:『こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)【内閣府】』



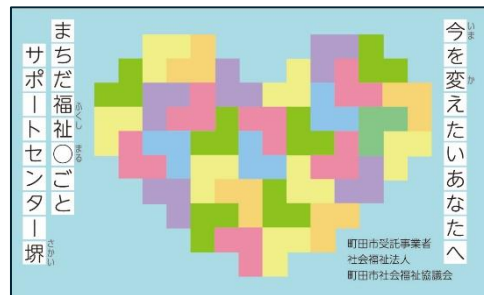
タイトル:うさぎが飛び出すぞ!



タイトル:行こう



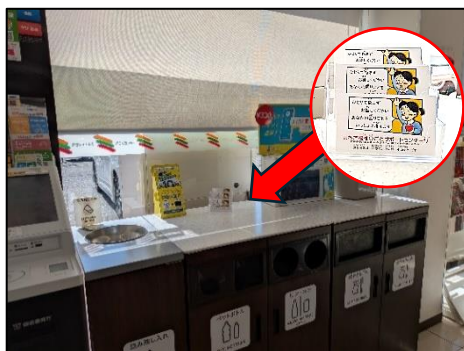
タイトル:施設名のロゴ化



タイトル:大きなハート 小さなハート

～コンビニエンスストアでの配架の様子～

この取り組みは2024年度から開始し、町田市社会福祉協議会が作成したカードを配架していました。



【セブンイレブン】



【ミニストップ】

(5)支援機関との連携(多機関協働事業)

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した相談ケースの調整役を担い、支援機関との情報共有や役割分担の調整をはかります。必要に応じて、支援機関に助言を行うことや、支援プランの策定を行います。

分野/形態	内 容	支援拠点・支援機関/所管課
福祉全般 /委託	○支援会議 さまざまな分野の困りごとを抱える相談ケースにおいて、関係機関を招集し、情報共有や支援の役割分担に関する会議を開催します。	【拠点数:5 箇所】 まちだ福祉○ごとサポートセンター(堺、忠生、鶴川、町田、南) 【所管:福祉総務課】
福祉全般 /直営	○ ○(まる)ごとサポート会議 支援会議だけでは解決が困難である事例等の場合、支援機関だけでなく、NPO 法人や地域活動団体など、相談内容に応じた構成員による会議を開催し、本人の同意のもとで支援プランを作成します。	【拠点数:1 箇所】 市庁舎 【所管:福祉総務課】

6 推進体制

(1)「まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会」及び検討部会の設置

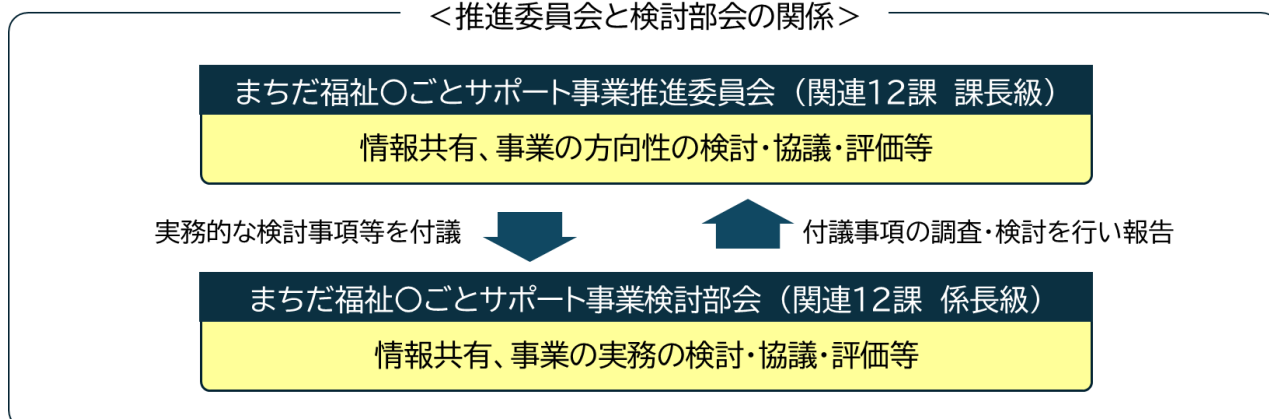
事業の推進にあたっては、庁内の福祉及び保健分野等の部門間の連携を円滑に行うことを目的として、「まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会」（課長級）を設置します。委員会では、情報共有及び各課からの現状・課題の報告、地域福祉コーディネーターからの相談事例・事業報告などを行います。

あわせて、より実務的な検討を行うため、委員会の下部組織として、「まちだ福祉〇ごとサポート事業検討部会」（係長級）を設置します。

●構成部署（まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会設置要領）

分野	部署名
地域福祉	①地域福祉部福祉総務課 ②地域福祉部生活援護課 ③地域福祉部障がい福祉課
市民協働・生活	④市民部市民協働推進課（男女平等・消費生活担当含む）
高齢者	⑤いきいき生活部高齢者支援課
保健	⑥保健所保健予防課
子ども	⑦子ども生活部保育・幼稚園課 ⑧子ども生活部子育て推進課 ⑨子ども生活部子ども家庭支援課 ⑩子ども生活部子ども発達支援課
住まい	⑪都市づくり部住宅課
学校	⑫学校教育部教育センター

<推進委員会と検討部会の関係>



※孤独・孤立対策推進法に規定される「孤独・孤立対策地域協議会」及び消費者安全法に規定される「消費者安全確保地域協議会」はまちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会を活用して実施します。

(2)評価・検証の実施

本事業の評価は、定量的な指標、定性的な指標を用いて実施し、まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会にて定期的に評価・検証を行い、効果的な事業実施を図ります。

① 定量的な評価

(ア)包括的相談支援・参加支援・地域づくり支援事業等における各指標の推移

各部門の活動状況に関連する指標の年次推移を分析し、まちだ福祉〇ごとサポート事業の全体的な視点で事業の現状や進捗状況を評価します。

(イ)「町田市市民意識調査」の関連指標の推移

「町田市市民意識調査」におけるまちだ福祉〇ごとサポート事業に関連する数値の年次推移を分析します。

(指標)困ったときに助けてもらえる人や相談支援機関があると感じる市民の割合

②定性的な評価

(ア)関係機関・支援団体等のアンケート調査の実施

支援者支援の観点から、支援を行う関係機関・支援団体等の方々に本事業に関するアンケート調査を実施し、まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会にて本事業を検証します。

(イ)町田市地域ホッとプラン中間見直し時に設置する審議会への付議

2026 年度に、町田市地域ホッとプラン中間見直しを審議する「町田市地域福祉計画審議会」において、本事業を評価・検証します。

(3)研修の実施

関係機関や行政の職員における本事業の制度理解を図り、相談対応や地域づくり等のスキルアップに繋げるため、年 1 回以上の研修を実施します。研修内容は、地域福祉部福祉総務課で決定・実施します。

まちだ福祉^{まる}〇ごとサポート事業実施計画

～町田市重層的支援体制整備事業実施計画～

発行年月:2025 年3月

発行:町田市

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話:042-724-3111(代表)

編集:地域福祉部福祉総務課